



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○次世代育成支援対策推進法施行規則
の一部を改正する省令
(厚生労働三九)

〔告 示〕

○国民年金法施行令第七条及び第八条
第二項の規定に基づき厚生労働大臣
が定める国民年金の保険料を前納す
る場合の期間及び納付すべき額の一
部を改正する件(厚生労働五〇)
○健康保険法の規定により申請のあつ
た全国健康保険協会の都道府県単位
保険料率の変更について認可した件
(同五一)
○日雇特例被保険者に関する保険料額
並びに日雇特例被保険者の負担すべ
き額及び日雇特例被保険者を使用す
る事業主の負担すべき額の一部を改
正する件(同五二)

〔公 告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に
係る参加意思確認書の提出を求める
公示関係

五

五

六

一

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預
証書紛失に伴う証書の無効、独立行

政法人都市再生機構関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関
係

係

会社その他

会社決算公告

五 六 九

省

令

○厚生労働省令第三十九号

次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令
次世代育成支援対策推進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第二百二十二号)の一部を次のよう
に改正する。

様式第一号（第一条及び第二条関係）（第一面）

(A 4)

様式第一号を次のように改める。

一般事業主行動計画策定・変更届	
都道府県労働局長 殿	届出年月日 令和 年 月 日
(ふりがな) 一般事業主の氏名又は名称	
(ふりがな) (法人の場合) 代表者の氏名	
主たる事業	
住 所 〒	
電 話 番 号	
一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、次世代育成支援対策推進法第 12 条 第 1 項又は第 4 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1. 常時雇用する労働者の数	人（うち有期契約労働者 人）
〔男性労働者の数	人
〔女性労働者の数	人
2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日	平成・令和 年 月 日
3. 変更した場合の変更内容	
① 一般事業主行動計画の計画期間	
② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動 計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）	
③ その他	
4. 一般事業主行動計画の計画期間	平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
5. 規定整備の状況	
① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度	（有・無）
② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度	（有・無）
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日	平成・令和 年 月 日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法	
① インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他 （ ））	
② その他の公表方法 （ ）	
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法	
① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け	
② 書面の交付	
③ 電子メールの送信	
④ その他の周知方法 （ ）	
9. 次世代育成支援対策の内容（第二面・第三面に記載すること）	
10. 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定（くるみん認定）の申請をする予定	（有・無・未定）
11. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）の 申請をする予定	（有・無・未定）

一般事業主行動計画の担当部局名

(ふりがな)
担当者の氏名

様式第一号（第一条及び第二条関係）（第二面・第三面）

行動計画策定 指針の事項		次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項	(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
		イ 男性の子育て目的の休暇の取得促進
		ウ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
		エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
		オ 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための、次のいずれか一つ以上の取組の実施 (ア) 女性労働者に向けた取組 ① 若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修 ② 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組 ③ 育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組 ④ 従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組 ⑤ 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修 (イ) 管理職に向けた取組等 ① 企業トップ等による女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組 ② 女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組 ③ 働き続けながら子育てを行う女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修 ④ 育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組
		カ 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ウ) フレックスタイム制度 (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
		キ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
		ク 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
		ケ 労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入
		コ 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度的実施
		サ 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施
		シ 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施
		ス 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
		セ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

	(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	その他	(概要を記載すること)
		ア	時間外・休日労働の削減のための措置の実施
		イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
		ウ	短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
		エ	テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入
		オ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
	2 1 以外の次世代育成支援対策に関する事項	その他	(概要を記載すること)
		(1)	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
		(2)	地域において子どもの健全な育成のための活動等を行う N P O 等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
		(3)	子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施
		(4)	労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
		(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
		その他	(概要を記載すること)

(記載要領)

1. 「届出年月日」欄は、都道府県労働局長に「一般事業主行動計画策定・変更届」（以下「届出書」という。）を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。一般事業主が法人の場合にあつては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。電話番号については、主たる事務所の電話番号を記載すること。
3. 「一般事業主行動計画を（策定・変更）」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
4. 「1. 常時雇用する労働者の数」欄は届出書を提出する日又は提出する日前の1か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期契約労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。
5. 「2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日」欄は、該当する文字を○で囲むとともに、策定又は変更した日を記載すること。
6. 「3. 変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
7. 「4. 一般事業主行動計画の計画期間」欄は、策定した一般事業主行動計画の計画期間の初日及び末日の年月日を記載すること。
8. 「5. 規定整備の状況」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
9. 「6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日」欄は、策定した一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」等に公表した年月日又は公表を予定している年月日を記載すること。
10. 「7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を○で囲んだ場合は、括弧内の具体的方法を○で囲むか、記載すること。②を○で囲んだ場合は、①以外の公表の方法を記載すること。なお、当該欄については、公表が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、公表を行っている場合に記載すること。
11. 「8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、④を○で囲んだ場合は、①から③以外の周知の方法を記載すること。なお、当該欄については、周知が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、周知を行っている場合に記載すること。
12. 「9. 次世代育成支援対策の内容」欄は、一般事業主行動計画の内容として定めた事項について、行動計画策定指針（平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）において一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましいとされている事項を定めた場合は、その記号（1の(1)のアからセ、1の(2)のアからオ又は2の(1)から(5)）を○で囲み、その他の項目を定めた場合は1の(1)の「その他」、1の(2)の「その他」又は2の「その他」にその概要を記載すること。変更届の場合は、変更後の一般事業主行動計画の内容として定められている項目の全てについて○で囲み、又は記載すること。
13. 「10. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（くるみん認定）の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
14. 「11. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告

示

○厚生労働省告示第五十号

国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額(平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号)の一部を次のように改正し、令和三年三月一日から適用する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
(保険料の前納期間)				(保険料の前納期間)			
第一条 国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次のとおりとする。				第一条 国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次のとおりとする。			
一 保険料(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。))第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「四分の一保険料」という。)、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「半額保険料」という。))及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「四分の三保険料」という。))並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料(以下「付加保険料」という。))を除く。以下同じ。及び付加保険料を前納しようとする日の属する月(当該月の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下同じ。))から令和四年三月までの期間				一 保険料(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。))第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「四分の一保険料」という。)、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「半額保険料」という。))及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「四分の三保険料」という。))並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料(以下「付加保険料」という。))を除く。以下同じ。及び付加保険料を前納しようとする日の属する月(当該月の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下同じ。))から令和三年三月までの期間			
二 保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する月から令和五年三月までの期間(令和三年三月に前納する場合を除き、前号に定める期間を除く。)				二 保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する月から令和四年三月までの期間(令和二年三月に前納する場合を除き、前号に定める期間を除く。)			
三 四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から令和三年六月までの期間				三 四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から令和二年六月までの期間			
四 四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から令和四年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)				四 四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から令和三年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)			
五 半額保険料を前納しようとする日の属する月から令和三年六月までの期間				五 半額保険料を前納しようとする日の属する月から令和二年六月までの期間			
六 半額保険料を前納しようとする日の属する月から令和四年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)				六 半額保険料を前納しようとする日の属する月から令和三年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)			
七 四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から令和三年六月までの期間				七 四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から令和二年六月までの期間			
八 四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から令和四年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)				八 四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から令和三年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)			
九 (略)				九 (略)			